

だい よこはましょうがいしゃさべつかいしょうけんとうぶかいかいぎろく  
第6回 横浜市障害者差別解消検討部会会議録

日時	平成27年6月16日(火) 14時00分～16時08分
開催場所	市庁舎5階 関係機関執務室
出席者 (五十音 順)	石渡委員、井上委員、内嶋委員、大羽委員、神崎委員、清水委員、須山委員、 中瀬委員、永田委員、奈良崎委員、浜崎委員、松島委員、山下委員、 和田委員
欠席者	大野委員、佐藤委員、鈴木委員、西川委員、前沢委員
開催形態	公開(傍聴者3人)
議題	<p>1 事例の公表について</p> <p>2 障害者差別解消法の規定について(確認)</p> <p>3 前回の事例の分類の確認について</p> <p>4 事例の分類について(前回からの継続分)</p>
議事	<p>1 開会</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・出席状況報告</li> <li>・配付資料確認</li> <li>・傍聴者に関する報告</li> </ul> <p>2 議題</p> <p>(1) 事例の公表について</p> <p>(石渡会長) 事例の公表について、事務局から資料1の説明をしてもらい、</p>

説明後に、ご意見やご質問のある方に発言をお願いしたい。

(事務局) (資料1について説明)

(石渡会長) 資料1の報告について質問があればお願いしたい。

(質問なし)

(石渡会長) それでは、差別的な表現を他の表現に置き換えるとの説明が

あったが、このことについて意見があればお願いしたい。

(奈良崎委員) 「言葉を変えます」と説明があったが、「私は変えない方がよ

いと思う。事例募集時に、言葉を変えると説明していないので、言葉を変

えられたら嫌なのではないか。今後、市で事例募集を行ったときに言葉

を変えるならば、最初に募集チラシで言葉を変える可能性があると書い

た方がよいと思う。

(松島委員) 私も変える必要はないと思う。その人はそう思ったので書いた

のであって、表現を変えることはその人の考え方を変えることになる。

そういう言葉を使っているということも含めて、現実をそのまま表現し

ておいた方がよいと考える。

(清水委員) すごく悩んだが、放送コードにかかる言葉であると思うが、放送

コードとは異なるので、そのまま掲載してもよいと思う。ただし、本に

もあるように、「問題のある言葉だが、そのまま掲載しました」との但書

つきを付けて掲載るべきだと思う。

(内嶋副会長) 私は、横浜市の公的な立場も考慮して発言したい。差別的な

表現を使われている方が、自分の意思で自らのテリトリー、自分の

出版物等で名前を名乗って使うということであれば、表現はそのまま

ということもあるかもしれないが、これは匿名で誰が書いたのか分から

ない。また、横浜市が公的に誰もが見ることのできるように公開すること

となる。芸術の分野においては、芸術面に配慮してオリジナルの

表現をそのまま使用しましたというコメントもあるが、これは芸術で

はない。いろいろな方がいろいろな立場から見ることを考慮すると、今回

は最大公約数的な配慮はやはり必要になると考えられる。ただし、松島

委員、奈良崎委員も触れたように、どういう文脈でそのような表現を使

ったのかということは、なるべく失わせないような形での表現の変更

とするべきであろうと思う。

(右渡会長) 行政の立場としては、不特定多数の方が市のホームページな

どを見ることを考えると、このままの表現では支障があるということか。

(事務局) ホームページへの掲載は不特定多数の方が見ることができるわけ

であり、こうした表現を言われただけで心が苦しくなる方や、不快に感

じられる方が多くいらっしゃることから、それを避ける配慮が必要では

ないか、そのために他の表現に置き換えることを考えている。松島委員

からご意見もあったが、表現については、なるべくその方の思いを生か

す工夫は必要ではないかと考えている。

(石渡会長) インターネットなどで、その表現だけが切り取られて勝手に使

われてしまうこともある。公表に当たって配慮は必要かと思う。

(清水委員) テクニックの話になるが、伏せ字(××等)というやり方も

あると思う。

(大羽委員) 不適切な表現とは、障害者を貶める、蔑むということであ

ると思うので、「蔑むような表現で」、「障害者を傷付けるような言葉

で」というような言い方で置き換えると楽なのではないかと思う。

(石渡会長) それでは、意見を踏まえて検討していただきたい。また公表に

については報告をお願いしたい。

## (2) 障害者差別解消法の規定について(確認)

(石渡会長) 議題の2つ目、「障害者差別解消法の規定について(確認)」

に進みたい。事務局から資料2の説明をしてもらい、説明後に、ご意見や

ご質問のある方に発言をお願いしたい。

(事務局) (資料2について説明)

(石渡会長) 資料2の説明について、質問があればお願いしたい。

(大羽委員) 障害者差別解消法における「差別」はこのとおりなのかもし

れないが、法律のことはともかくとして、障害者への「差別」は必ず

しもサービスの提供場面だけではないと思う。不当な差別的取扱いは、

日常生活のさまざまな場面で出てくる。障害者差別解消法でのそのよ

うな定義は理解するが、これ以外にも差別があるということは確認しておきたい。

(内嶋副会長) サービスの提供は例示である。差別的取扱いの分かりやす

い場面について、「例えば……」という理解でよいと思う。

(山下委員) 資料に、事業主が労働者に対して行う障害者差別の解消につ

いては全て障害者雇用促進法で定められるとあるが、職場での差別は全

て障害者雇用促進法で検討されるということでよいのか。雇用率の定め

などもあるが、雇用された後の職場での配慮の問題は非常に大事である

と考えており、この資料の説明だけでは読み取れないので、確認してお

きたいと思う。

(奈良崎委員) 1つ気になったことがある。雇用の場面でいじめがあった場合

はどこに入るのか。

(内嶋副会長) 平成28年4月から施行予定の改正後の新しい障害者雇用

促進法では、差別的取扱いの禁止と合理的配慮の提供に関する規定が

はい。入る。よって、来年4月からは、雇用関係の中での障害者差別は障害者

雇用促進法で対応していくことになる。

(石渡会長) 職場での障害を理由とするいじめについては、障害者雇用

促進法の対応になるのではないか。また、それが虐待に該当するのであ

れば、障害者虐待防止法の対象にもなるのではないか。

	<p>うちじまふくかいちょう (内嶋副会長) いじめがどちらに入るかは難しいところである。無意識のうちに、合理的配慮をしないとか、障害者を別扱いしているのであれば、虐待とは認定されないのではないか。よって、新しい障害者雇用促進法の対象になると考えられる。意図的に障害のある人をターゲットにして職場でいじめを行っているのであれば権利侵害であり、虐待であると考えられる。人を傷つけたことで民法上の不法行為、使用者責任にも当たる。従業員が悪いことをしても、雇い主にも責任があり、障害者雇用促進法の範疇に入るとと思う。</p> <p>今回、障害者差別解消法も含め、虐待に至るもっと前の部分で、障害者に与える不利益や問題行動を無くしていこうと、法律の対象範囲が広がっている。どの法律で対応していくのかは、これから議論、裁判事例の集積の部分もあると思う。</p> <p>いしわたかいちょう (石渡会長) 奈良崎委員から質問のあったいじめについては、それがどういういじめかによって変わってくると思うが、納得できないことがあれば、まずは行政に伝えていくことが大事であると思う。</p> <p>わだいいん (和田委員) 引っ越し先を探したときに、9軒目でやっと見つかった。ほとんどどの店が、精神障害があるなどを伝えると返事がない。これは明らかに差別であると思う。</p> <p>うちじまふくかいちょう (内嶋副会長) 本日検討する事例の中にも類似のものがある。そこで議論してもよいのではないか。</p>
--	--

(3) 前回の事例の分類の確認について

(石渡会長) 議題の3つ目、「障害者差別解消法の規定について(確認)」

に移りたい。事務局から、資料3、資料4、資料5の説明をしてもらい、

説明後に、ご意見やご質問のある方に発言をお願いしたい。

(事務局) (資料3、資料4、資料5について説明)

(石渡会長) それでは、資料4の「委員にうかがいたいこと1」から見ていく

きたい。14番の障害者同士のツアーナーの事例である。資料5には、改善の

方向性の記載もあるが、事務局のまとめについてご意見のある方はお願いしたい。

(須山委員) 資料5の「こうしてほしかったこと」の欄には、「手話のできる

人を雇い入れる」とあるが、(考えられる改善の方向性の欄の)配慮に

は、手話だけでなく要約筆記や筆記通訳の記載を入れていただきたい。

要約筆記は一般の市民には知られていないことが多い。聴覚障害者

イコール手話ではなく、聴覚障害者でも手話を知らない人がいる。よ

って、「手話のできる人」のところに、「手話又は要約筆記ができる人」

と、言葉として「要約筆記」を入れてほしい。

(和田委員) この事例の対象は聴覚・平衡機能障害となっているが、いわ

ゆる身体障害に関しては、上手くいくように手話や要約筆記などの方法

があると思うが、精神障害の場合はそれを助ける手段がないように思

う。どのように考えたらよいのか。

(石渡会長) この事例は、聴覚障害のある方が体験したことを記載してい

るのでこのようになっていると思うが、和田委員の指摘も十分考えら

れると思う。類似の事例が出てきたときに改めて検討したい。

(石渡会長) 「委員にうかがいたいこと2」33番の習字教室の入会の事例に

移りたい。資料5の案1はケースによって「①差別的取扱いをしたもの」

に当たる場合と「②適切な配慮をしなかったもの」に当たる場合の両方

があるとの案。案2は全て「①差別的取扱いをしたもの」に当たるとい

うまとめの案である。

どちらを結論とするか、ご意見をいただきたい。

(事務局) 14番と同じ考え方でよろしければ、案1になると考えられる。

(石渡会長) それでは、「委員にうかがいたいこと3」82番の障害者福祉施設

の建設の事例に移りたい。資料4の事務局案のまとめについて意見をお

ねが  
願いしたい。

(清水委員) 住民による差別的な取扱いという仕分けでよいと思う。改善の

方向性としては啓発が中心となるが、あくまでも対決型ではない、問題

解決の仕組みづくりが必要であると思う。

今後、横浜市で条例を作るとしたら、調整委員会を設けて、委託する

のがよいと思う。

	<p>いしわたかいちょう たいけつがた かいけつ たたか けいはつ いっしょ      (石渡会長) 対決型ではない解決。戦うのではなく、啓発することで一緒に</p> <p>か ぎょうせい じゅうみん ぎょうしや かいけつ おうこうせい い み あ いけん      変えていく、行政、住民、業者による解決の方向性の意味合いのご意見</p> <p>り かい      と理解した。</p> <p>いしわたかいちょう いいん ばん し ば す ち か て つ かい ご し ゃ      (石渡会長) 「委員にうかがいたいこと4」197番の市バス・地下鉄の介護者</p> <p>わりびき じれい うつ た せいど かか じれい た      の割引の事例に移りたい。他の制度に関わる事例であり、その他として</p> <p>ぶんるい い けん      ③の分類でよいか、意見をいただきたい。</p> <p>おおばいいん わ し ば す ち か て つ わりびき しんたい ち て き かい ご し ゃ      (大羽委員) よく分からぬ。市バス・地下鉄の割引が身体、知的の介護者に</p> <p>せいしんしようがいしや あき さべつ せいど      はあり、精神障害者にはないというの、明らかに差別である。制度ご</p> <p>ぎろん い み わ あき さべつ      とに議論されるべきものという意味が分からぬ。明らかな差別である</p> <p>た ぶんるい なつとく      のに、その他に分類されるのは納得ができない。</p> <p>いしわたかいちょう あき さべつ しょ う が い し ゃ さ べ つ か い し ょ う ほ う なか たい お う けん とう      (石渡会長) 明らかに差別であるが、障害者差別解消法の中で対応を検討</p> <p>うんちんわりびき せいど ぎろん もんだい      するのではなく、運賃割引の制度のところで議論すべき問題ということ</p> <p>り かい      で③という理解をしていたが。</p> <p>なかせいいん おおばいいん おな さべつ おも せいしん かた ひとり じょうしや      (中瀬委員) 大羽委員と同じで差別であると思う。精神の方で、一人で乗車</p> <p>こなん かいじょしゃ ひつよう た しょ う が い し ゆ べ つ はんがく      のが困難なときに介助者が必要になる。他の障害種別は半額になる</p> <p>せいしん かた はんがく とうじしゃ じっび ふたん し      のに、精神の方が半額にならないことで、当事者は実費の負担を強いられることもある。障害種別で本人の負担に差が出るのは差別だと思う。</p> <p>よさん ひつよう せいど もと けんとう      ただし、予算も必要があるので、そこはそれぞれの制度の下で検討する</p> <p>ひつよう おも けんとうぶかい けーす さべつ みな      必要はあると思う。この検討部会では、このケースは差別になる、皆さん</p>
--	---

んの意見が一致するのであれば、そういう回答でもよいと思う。その上

で、どうするかについては、それぞれで検討してもらうことでよいと思う。

(松島委員) 前回もこの部分はよく分からなかった。ようやく納得したところであるが、こんな大きな差別があったんだと思った。事例を応募した人

は、みんな少なからず差別だと認識して書いたと思う。よって、二人がおっしゃったとおり「差別」でよいと思う。障害者間の差別であり、差別

を匂わせるような感じなので差別だと思う。①と分類すべきである。

(和田委員) 市の福祉で、精神障害者は、市バスと地下鉄が無料になってい

る。市外の精神障害者が市内で活動するときに、どうにもならないのか

と思ったが、地下鉄に乗るときは、精神障害者手帳を見せてこども料金

で買うことが認められているようである。身体障害の方はJRも割引

の制度があったと思うが、なぜ精神障害だけ認められていないのかと

疑問に思う。

(石渡会長) 障害者差別解消法の枠組みの中で、この検討部会において、

どのように整理したらよいのか。

(内嶋副会長) 197番の事例は、市内のバス、地下鉄の精神障害のある方の

付添いの方への優遇措置についてであるので、まずはこれに限った方が

よいと思う。JRとの比較などの話まですると、正に制度の話にな

ってしまって差別として捉えにくくなってしまう。この事例の内容に

限定して狭く割引の話として捉えれば、制度というより、差別として持

っていきやすいのではないかという提案である。話を広げずに狭く捉え

ることに納得していただけるのであれば、この事案に関して、差別とし

て捉えるのか、やはり制度論、制度論とは政治の話、お金や人という話

になるが、制度論に戻すのか、議論した上で決を採ってもよいくらいに思う。

(石渡会長) 市における制度のことで、国レベルの法律とは違うという考え方

方でよいのではないかということかと思うが、他の委員の意見を伺ったい。

(奈良崎委員) 市にお尋ねしたい。制度のことであるが、横浜市では1,200円

でバス乗車券を買っていると思うが、精神障害の方がヘルパーをつけ

ているか調査をしたことがあるか。

(事務局) 横浜市では1,200円で特別乗車券を交付している。市営の地下鉄、

市内を走るほとんどのバスは市営以外も含め乗車できる。

なお、交通料金の割引制度は市が行っている福祉サービスではなく、

交通事業者が国からの要請を受けて、公共交通を行っている責務とし

て割り引きをしており、内容は一律ではない。JRと東急などの民営は

それぞれの事業者が決めている。精神障害の方が対象となっていな

いのは、交通運賃制度の割引を国が働きかけてきた経過があり、精神

障害者に対応することが薄くなっているのが実情である。このことは、

ぜんこく しょうがいしやだんたい くに こうせいろうどうしょう こくどこうつうしょう ようぼう  
全国の障害者団体からも、国、厚生労働省、国土交通省などに要望が  
されている。

つき添いが必要な人がどれくらいいるかであるが、ガイドヘルプの

りょうしゃ 利用者がどのくらいいるかのデータはある。ただし、制度の利用者の把握

はできるが、どれくらいの方が付き添いが必要かについては、

ガイドヘルプを使わずに家族が行っている場合もあり、一概には難しい

と思う。

(石渡会長) 事務局から説明があった。交通費の割引は事業者によっても、

障害種別によっても違いがある。差別として分類した方がよいという

方向になりつつあると理解しているが、197番の結論を考えていきたい。

(神崎委員) 質問であるが、「①差別的取扱いをしたもの」や「②適切な配慮

をしなかったもの」と、「③その他」では、その後の効力、効果はどう違

ってくるのか。精神障害と他の障害を差別しているという発言をされ

ているのは分かるが、分類によってどのような違いがあるのか。そこを

理解した上で判断したい。

(事務局) 分類によって、どのような改善の方向になるのかということに

も関係すると思うが、今回、資料5で「今後考えられる改善の方向性」

を書かせていただいている。

また、法律との関係では、①と②の分類は法律上の障害者差別に当た

り、行政機関は法律の義務として①、②の分類のものは直さなければい

おこな  
けない、行わなければならぬものになる。事業者の場合は合理的配慮

ほうりつじょう  
は法律上、努力義務である。問題の「③その他」は、①と②のように法律上

しうがいしやさべつ  
の障害者差別にはならないので、法律上の義務は生じない。

しうがいしやさべつかいしょほう  
なお、障害者差別解消法の差別に当たらなくとも、制度としてはこう

けんとうぶかい  
すべきと、検討部会として意見をまとめることはあろうかと思う。また、

しうがいしやさべつかいしょほう  
障害者差別解消法の差別に該当すると検討部会の総意として整理をす

るるのであれば、部会として①、②にするということもあるのかもしれない。

(かんざきいいん  
神崎委員) まだよく分からぬ部分もあるが、法律上の義務を負うのかどう

ちが  
うかという違いがあるということかと思う。そのように理解した。

ほそく  
補足をしたい。これが差別になるかどうか考えていただきたい。目の

み  
見える方は多くの方がスマートフォンを使う。私は使えない。健常者と

しかくしうがいしや  
視覚障害者との差と言わればそれまでである。精神障害の方、知的

しうがい  
障害の方などは使えても、私は使えないというのはおかしい。これは

きべつ  
差別なのかなと思つたりする。

でんしゃ  
電車に乗ったとき、どこにシルバーシートがあるのか。ホームにも

しるばーしーと  
シルバーシートの印があるそうだが、最近までそれを知らなかつた。私

たちは乗っても分からぬが、これは差別なのかな。

しない  
市内に就労支援センターが9か所ある。知的や精神、肢体の障害の方

しゆうろうしえん  
などの就労支援はかなりレベルは上がってきているが、視覚障害はほと

じれい  
んど事例がない。これも差別なのか。

わたし　せいどじょう　もんだい　おも　しかた　おも  
私は制度上の問題かなと思ったり、仕方がないことなのかなと思った

きょうはなし　き　しんたい　ちてき　ひと  
りしていた。ただし、今日話を聞いていて、身体や知的の人にはこういう

せいど　せいしん　きべつ　げんてん　もど　いけん　うかが  
制度があって、精神にはないのは差別だと、原点に戻っての意見を伺う

じぶん　かんが　かた　せいり　いま　なん  
ことができた。自分の考え方も整理できた。今まで何とかしてくれとは

おも　きべつ　くく　はなし　め　で　き  
思っていたが、差別という括りで話ができるこの芽が出て来たという

かん　う　た　さ　べ　つ　い　さんせい  
感じを受けた。「③その他」でなく、差別に入れることに賛成である。

いしわたりかいちょう　けんとうぶかい　さべつてきとりあつか  
(石渡会長) それでは、検討部会としては、「①差別的取扱い」という結論

はんだん  
になると判断するがよろしいか。

りょうしう　(了承)

じむきょく  
事務局としてはどうか。

じむきょく　じむきょく　けんとうぶかい　しょうがいしゃさべつかいしょうほう　て  
(事務局) 事務局としては、検討部会として、障害者差別解消法に照らし

ぶんるい　いけん　かたち　おも  
てどうやって分類するかの意見をいただく形になると思う。

じゅうがいしゃさべつかいしょうほう　らいねん　がつ　しこう  
障害者差別解消法が来年4月に施行されると、どのような事例が

さべつてきとりあつか　あ　ごうりてきはいりよ　ふていきよう　あ　じっさい  
差別的取扱いに当たるのか、合理的配慮の不提供に当たるのかは、実際の

はんだん　さいしゅうてき　しほう　はんだん　おも　けんとうけっか  
判断としては最終的には司法の判断になると思う。ここでの検討結果と

こと　けっか  
異なる結果になることもあるかもしれない。

けんとうぶかい　とうじしゃ　かた　しえんしゃ　かた　さんか  
この検討部会では、当事者の方、支援者の方などにご参加いただいている

たちば　かた　しょうがいしゃさべつかいしょうほう　さ  
るので、それらの立場の方たちが、障害者差別解消法における2つの差

別の適用についてメッセージとして伝えることにもなると思う。検討部会

ではこういう分類をした、こういう整理をしたという発表の仕方、まとめになるのではないか。

(石渡会長) それでは、部会の結論としては、197番は「①差別的取扱い」

としたい。事務局から確認等はあるか。

(事務局) 結論としては、交通事業者による「①差別的取扱い」。内容とし

ては、障害の種別により制度の利用に違いがあるということでよいか。

(了解)

(石渡会長) 「委員にうかがいたいこと5」に移りたい。資料5の事例の分類

について、ここまで確認した4つの事例以外で何か意見等はあるか。

(特になし)

(石渡会長) それでは、また何か気づいた点などがあれば、ご提案いただきたい。

#### (4) 事例の分類について (前回からの継続分)

(石渡会長) 議題の3つ目、「事例の分類について (前回からの継続分)」に

進みたい。資料6について事務局から説明をお願いしたい。

(事務局) (資料6について説明)

時間の関係で、1つの事例のみご意見を伺いたい。先ほど和田委員か

ら住まいを探す際の話もあったが、427番の事例の分類、まとめが資料6

の内容でよいか、確認をお願いしたい。

(石渡会長) それでは、資料6の427番について、ご意見をお願いしたい。

(浜崎委員) アパートを探してもなかなか見つからないことが車いすの場合

は大きいにある。車いすとなると、アパートそのものを改造しなくてはいけない。

げんかん すろーぶ ゆか ふろーりんぐ ふろーといれ  
玄関からスロープにする、床をフローリングにする、風呂・トイレ

などである。アパートの改造となると、大家さんはなかなかOKを出さない。

かいぞう ぱあい といれ つけい たいきよ  
い。また、改造する場合は、トイレに手すりを付けるなどするが、退去す

る場合は元に戻さないといけない。そうすると、その跡は見た目が悪く、

つぎのかりてあばーとしきんかち  
次の借り手がいなくなってアパートとしての資産価値が小さくなる。

さべつとりあつかかいぜんほうほう  
差別としてどのような取扱いをするのがよいのか、どのような改善方法

かんがえ  
があるのか考えていただきたい。

(石渡会長) アパートの資産価値が下がるという理由が正当なものなのか、

ごうりてきはいりよかか  
合理的配慮はどこまでななどに関わってくる問題であるが、私は

しさんかちかんが  
そのような資産価値の考え方自体が妥当性がなく、納得できないことの

おもじぎょうしやさべつとりあつか  
ように思う。よって、事業者による「①差別的取扱いをしたもの」で

かんが  
よいと考えた。

(内嶋副会長) まず、精神障害の方の場合は、事業者による不当な差別的

とりあつかじむきょくしわおももんたい  
取扱いという事務局の仕分けでよいと思う。問題は浜崎委員がおっし

くるましたいふじゅうかたばあいくるま  
やった車いす(肢体不自由)の方の場合である。車いすの方が自分で

かおくかいぞうたいきよじげんじょうかいふく  
家屋を改造するとか、退去時に原状回復するということがあり、それで

にゅうきょ こば 入居を拒むというのは、私の感覚では「②適切な配慮をしなかつたも

の」かと思う。現実的には、車いすの方が入居するとき、自分で全部変

えることはなかなか難しい。あらかじめ一定数の賃貸住宅については

くるま かた にゅうきょ 車いすの方でも入居できるような戸数を確保していくというのが、

しみん おも あ 市民との折り合いがつく、解決方法かと思う。その賃貸住宅では、高齢

しゃ しょうがいしや つか ぱりあふりー つうろとう ひろ はい 者、障害者が使いやすいバリアフリーとして通路等を広くするなどの配

りよ ひつよう 虑をするという必要があるのではないか。

ほんとう てきせつ はいりょ 本当は「②適切な配慮をしなかつたもの」もきついが、一定数の賃貸

じゅうたく かくほ なか じぎょうしや どりょくぎ む たいおう かんが 住宅を確保する中で、事業者の努力義務として対応は考えられるので

はないか。

(清水委員) 福祉のまちづくりの観点から考えると、価値は下がるのでは

なく、ユニバーサルデザインとして本当は価値が上がるのではないか。

(石渡会長) 意識啓発的なことをすることも重要なと思う。427番は

たんいつ けつろん しょうがいしゅべつ けーす か いけん 単一の結論ではなく、障害種別によってケースごとに変わるという意見

もあった。

427番は、(障害種別欄に精神障害、視覚障害、肢体不自由の記載が

あるが) それぞれの障害の方から同様の意見(事例)が出ているのか。

(事務局) 事例を一つにまとめることはしていない。1件の応募事例の回答欄

に、精神、視覚、肢体不自由の全てに○の記載があったものである。

(和田委員) 私は天国と地獄を見た精神障害者と自分で言っている。以前の

いえ　おおや　かぞく　りかい　いえ　き  
家は大家さんのご家族の理解があり、「この家に来てほしい」と言ってくれたほどであった。そのときは天国の精神障害者であった。

ふどうさん　や　おおや　いけん　き  
不動産屋は大屋さんの意見を聞くことになるので、大家さんが精神障害などでもいいよと言つてくれればOKであるが、不動産屋の考え方を変えるべきか、大家さんに理解をしてもらうべきなのか、よくわからぬ。

いしわたかいちょう　かた　りかい　けいはつ　ひつよう　おも　かいぜん　ほうこうせい  
(石渡会長) いろいろな方の理解、啓発が必要であると思う。改善の方向性はすぐには結論が出ないと思われる。

ばん　ぶんるい　ぱあい　てきせつ　はいりよ  
427番の分類としては、場合によっては「②適切な配慮をしなかつたものの」のケースもあるので、①又は②を結論にすることでよいか。

りょうじょう  
(了承)

じ　む　きょく　ばん　ばめん　せつてい　おも　さき　ばん　しょうがいしや  
(事務局) 427番も場面の設定によると思われる。先ほどの 14番の障害者同士のツアーレポートの事例においても、まずは一律に障害があるから断るというのは「①差別的取扱いをしたもの」に当たるという結論であり、この事例も、その点は同じ整理かと思う。分類作業のときに悩むところであるが、例えば、アパートを貸す大家さんは、改修工事をしなければならないのか。できる範囲のことはするとしても、多額の負担があるなど、過重な負担に当たるのかどうかについても考える必要がある、ご意見を伺い、そのようなことも思った。

また　けつろん　りかい　た　いけん  
①又は②が結論ということで理解させていただくが、その他にご意見

ねが  
があればお願ひしたい。

(石渡会長)住まいの事例について、他にご意見のある方はお願ひしたい。

(特になし)

(事務局) 資料6の残りについては、今後分類作業を進める中で、事務局

でポイントを絞り、別途確認させていただきたいことについて、ご意見を

おも  
いいただきたいと思う。

(石渡会長)事務局から問合せなどがあったときは、各委員、対応をお願  
いしたい。

### 3 その他 (連絡事項等)

(石渡会長)事務局から連絡事項等をお願いしたい。

(事務局) 1点目は、本日、お手元に参考資料としてページ数があるも

のを配付させていただいた。第5回の検討部会で統一的な意見が出た

もので、類似するを取り出して同様の分類したものである。量が

多くて申し訳ないが、ご確認いただき、ご意見等があれば事務局までご

連絡をお願いしたい。

2点目は、お詫びとなるが、前回応募事例の全体を配付させていただい

たが、26件掲載漏れがあったので追加配付させていただいた。ご確認いた  
だきたい。

3点目は、次回の開催日程であるが、予定どおり、7月21日(火)午後

2時から4時まで。場所は市庁舎5階会議室。

	<p>のこ 残り 3回の予定であり、検討内容のとりまとめ、提言の作成について、</p> <p>しおうとうさくせい こちらで資料等作成し、まとめの議論に入つていけばと考へていて。</p> <p>ぎだい かいちょう ふくかいちょう そだん 議題は会長、副会長と相談させていただきたい。</p> <p>てんめ さいしゅうかい だい かい について 4点目は、最終回の第9回の日程であるが、9月15日の予定を変更させていただきたい。後日、改めてご都合の確認をさせていただくので、</p> <p>きょうりょく ねが ご協力をお願いしたい。</p> <p>(石渡会長) その他、各委員から何かあればお願ひしたい。</p> <p>(松島委員) (資料提出) 事例についてなので、後で考えていただきたい。</p> <p>(石渡会長) 事務局でお預かりし、次回お話しいただきたい。</p> <p>ふか ぎろん 深い議論ができていると思う。次回もよろしくお願ひしたい。</p>
し 資 料  ・ と つ き じ こ う 特 記 事 項	<p>しりょう 資料 1 しょうがいしやさべつ かん じれい こうひょう 障害者差別に関する事例の公表について</p> <p>しりょう 資料 2 しょうがいしやさべつかいしようほう きてい かくにん 障害者差別解消法の規定について (確認)</p> <p>しりょう 資料 3 けんとうようぶんろい かくていばん 検討用分類 (確定版)</p> <p>しりょう 資料 4 ぜんかい じれい ぶんろい かくにん 前回の事例の分類の確認について</p> <p>しりょう 資料 5 ぜんかい けんとうぶかい じれい ぶんろい 前回の検討部会における事例の分類</p> <p>しりょう 資料 6 しおうがいしやさべつ う おも じれい てきせつ はいりょ こま じれい いちぶばっせい ぜんかい けいぞくぶん 例など (一部抜粋) ※前回の継続分</p>